

議案第11号

八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大城一郎

記

八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

(八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこ
れに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる
規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え
るものとする。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与) 第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年 度任用職員にあつては給料、通勤手当、特殊 勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日 勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、処遇 改善手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいい、パ ートタイム会計年度任用職員にあつては報酬 <u>、期末手当及び勤勉手当</u> をいう。 2・3 (略)	(会計年度任用職員の給与) 第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年 度任用職員にあつては給料、通勤手当、特殊 勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日 勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、処遇 改善手当 <u>及び期末手当</u> をいい、パ ートタイム会計年度任用職員にあつては報酬 <u>及び期末手当</u> をいう。 2・3 (略)
(期末手当) 第16条 給与条例第19条から第19条の3 までの規定は、任期が6か月以上のフルタイ ム会計年度任用職員の期末手当について準用 する。 2・3 (略)	(期末手当) 第16条 給与条例第19条から第19条の3 までの規定は、任期が6か月以上のフルタイ ム会計年度任用職員の期末手当について準用 する。 <u>この場合において、給与条例第19条 第2項中「100分の125」とあるのは、 「100分の127.5」と読み替えるもの とする。</u> 2・3 (略)

(勤勉手当)

第16条の2 給与条例第19条の4の規定は、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(期末手当)

第25条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第19条

第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第25条の2 給与条例第19条の4の規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(期末手当)

第25条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条

において同じ。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

2 (略)	2 (略)
-------	-------

(八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第196号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の給与の種類)</p> <p>第23条 水道事業に従事する企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当、勤勉手当</u>及び退職手当</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の給与の種類)</p> <p>第23条 水道事業に従事する企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当 <u>及び期末手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u> <u>及び退職手当</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。